慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	十七世紀の英国に於ける利子論争（其の六）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.7 (1918. 7) ,p.901(27)- 932(58)
JaLC DOI	10.14991/001.19180701-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と、爲れり。當時「戰時事變勞働者國民委員會」は物價調節に就て、根本的政策を採用せざることを難じ、其方針として、(一)政府は一切の船舶幷に運送機關を管理し、重要なる輸入食料品を總て買收すること、(二)政府は小麥、肉、馬鈴薯、牛乳の如き內國產食料品を買收し、其代價を一定すると共に、家庭に於て消費せらるゝ高を割當ること、(三)戰爭中幷に戰後六個月間政府は一ローフ六片以下の代價を以て麵麭を賣却すること、(四)政府は食糧管理の爲め、市廳に一機關を設し、勞働者、消費組合幷に婦人產業組合の代表者をして之に參加せしむることの數條を決議し、政府に求むる所あれるを以て、食糧監理官亦之に應じ、六月二十六日を以て、今後食糧の生產に關係ある產業の監督を厲行す可く、代價は物資の生產幷に分配に關係ある人に相當の利潤を與ふるの程度に於て決定す可きことを明言したり。故に斯る物價政策を實行するに就て、第一に必要と爲るは、貨物の生產幷に取扱の費用を決定し、之を代價制限の標準に充つるの一事にして、此必要に應ずる爲め、食糧省內に生產費調査局を設け、帳簿檢查を始め、材料蒐集の權能を與へ、斯くて調査したる生產費に戰前の正常利潤を加へたるものを取つて代價を制限することゝしたり。

十七世紀の英國に於ける利子論爭（其の六）

高橋誠一郎

（六）所謂「自由貿易論者」の利子法定論是非

王政復古の議會に於ては、利子の法定限度を Charles 一世時代の八分に復舊せしめんと企圖したる者無きにあらざりしも、結局、六分の利率を維持するに決せり（12 Charles II. c. 13）。貿易の上に及す利率法定の精細なる影響は當時の貿易狀態に關し十分なる智識あるに非ざれば、之を估料すること決して容易の業に非ず。吾人は曩に「穩和なるマーカンチリスト」（L. Cossa's An Introduction to the Study of Political Economy. trans, L.Dyer. p. 203）、若しくは「折衷主義者」（J. K. Ingram's A History of Political Economy. 1907. p. 49）の一人として觀らる可き Sir Josiah Child の四分利子論を紹介し終れり、然らば彼れの後に出でたる所謂「自由貿易論者」の利子に對する意見如何。

第十七世紀末に於ける所謂「自由貿易論者」とは誰ぞ。W. Roscher が其の Zur Geschichte

der englischen Volkswirthschaftslehre im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert. (Abhandlungen der königlichsächsischen Gesellschaft der Wissenschaften, Bd. III. 1857)に於て Petty, North 及び Locke を以て舊來のマーカンチリストに比して、更に合理的なる新學說の基礎を置ける當時の偉大なる英國經濟學者なりと見做してより（Hume 以前に於ける英國人の經濟學(die vor-hume'sche Nationalökonomie der Engländer) は Petty, North 及び Locke より成る偉大なる Triumvirat に於て其の最高頂點に到達せり云々、S. 121)、旋て輕率なる H. Eisenhart をして "die Freihändler (Petty, North, Locke)" の言を作すに至らしめ(Geschichte der Nationalökonomik, 1901 S. 22)、更に近く Nicholas Barbon の名を之に加へて、彼れを以て初てマーカンチリズムの理論に對し徹底せる反對論を試みたる者なりと論ずるの傾向を生せり(Stephan Bauer's Balance of Trade, in Palgrave's Dictionary. vol. I. P. 87.)。

然も彼れ等は悉く皆其の利子に關する意見に於て相一致する者にあらず。Sir William Petty が曾に利子最高限の法定に反對したるのみならず、幾多の成功を以て利率決定の條件を說明し得たるの事實は吾人が己に「貨幣問答を中心として觀たるサー、ヰリアム、ペチーの貨幣論」(下)中に稍、詳細に論じたる所なるを以て、玆に之を再說せず(三田學會雜誌第十一卷第七號參照)。John Locke の利子論に至りては特に複雜なる色彩を有するを以て之を後日の研究に讓り、爰には專ら Barbon 及び North の兩者に就きて解說を試みんとす。

Nicholas Barbon の名をして現代人の記憶に復活せしめたる者は恐く M'Culloch の The Literature of Political Economy: a Classified Catalogue of Select Publications in the different Departments of that Science, with Historical, Critical and Biographical Notices. なる可し（一千八百四十五年版 p. 157. 彼れは仍、一千八百五十九年、Overstone 卿の爲に翻刻せる A Select Collection of Scarce and Valuable Economical Miscellaneous Tracts. 中に其の匿名の著 An Apology for the Builder; or a Discourse showing the Cause and Effects of the Increase of Building を載せたゝ pp. 1-26)。次で Karl Marx(Das Kapital. Kritik der politischen Oekonomie. I. S. 1. 1903)Kautz (Die geschichtliche Entwickelung der National-Oekonomik und ihrer Literatur. 一千八百六十年版 S. 318)Macleod(Dictionary of Political Economy, biographical, bibliographical, historical, and practical. 一千八百六十三年版 vol. I. pp. 232, 233)、Cunningham (The Growth of English Industry and Commerce in Modern Times, 一千九百〇三年版 Pt. 1. pp 399-400 其の他)及び Walford(Insu-

rance Cyclopœdia, vol. I. p. 251, vol. III. p. 459) 等の注意する所と爲りしが、殊に彼れに對して詳密なる研究を行へる者は Dr. Stephan Bauer が Conrad の Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. N.F. XXI (一千八百九十年) SS. 561-90 に掲げたる Ein Beitrag zur Vorgeschichte der Klassischen Oekonomik. 及び Palgrave の Dictionary (vol. I. 119-21) に於ける同人の筆に成れる Barbon の一項なる可し。

Barbon の利子に關する意見は其の匿名の著(單に By. N. B. M. D. と署す) A Discourse of Trade. (一千六百九十年版、一千九百〇五年 J. H. Hollander 之を翻刻す) に據りて之を窺知するを得可し。彼れは先づ「利子は資本の賃子にして、而して土地の賃子と相等しきものなり。即ち前者は加工せられたる、若しくは人爲の資本に對する賃子にして、後者は加工せられざる、若しくは天然の資本に對するものなり。利子は通常貨幣に對して支拂はるゝものと認めらる、即ち利子を支拂ひて借入れたる貨幣は又貨幣を以て償還せらる可きが故なり。而もこは誤解なり。即ち借入れたる貨幣は財貨を購入し、又は購入せらるゝの以前に於て彼れ等に對して支拂ふが爲に支出せられ、何人と雖も、之を自己の身邊に貯藏し、而して之が利子を損ずるが爲に之を支拂ひて貨幣を借入るゝ者なきが故に、利子は資本に對して支拂はるゝものなれば」と稱して利子の本質を述べ、次で其の便益を擧示し、第一に、利子は商賈が據りて以て利益及び損失の計算を立つ可き定規たり。商人は貸倒れ其の他、彼れの冒せる諸般の危險あるが故に、取引に依りて、其の財貨を以て利子以上のものを取得せんことを期待す。而して是に由りて彼れが利子以上に取得したる總てを以て利益と認め、其の以下を以て總て損失と看做す、而も若し利子以上に何物をも殘さざる時は利得又は損失共に存するなきなり。第二に、利子は土地に對する賃子の價値を量定す可き尺度たり、そは土地の賣買に際して價格を設定す。即ち利子を以て元本を除して得たる高に三ヶ年間の利子を加ふる時は(著者は「三ヶ年間の利子」と記すも、恐く其の意は單に三を加ふるに過ぎざりしなる可し)、其の國に於ける一般の地價を得可し。茲に三ヶ年の相違を認むるは、土地が貨幣若しくは資本に比し、更に確實なるが故なり。斯くて金利が三分なる和蘭の地價は三を以て一百磅を除したる三十三に、更に三ヶ年を加へて、三十六ヶ年間の地代に相當する價格を有す可く、而して又同一の方則に據り、英國に於ける利率は六分なるが

故に、土地は僅に二十ヶ年間の地代に相當する價値を有するに過ぎず、仍、利率一割なる愛耳蘭に於ては十三ヶ年間のそれに相當するに過ぎず。即ち利子の定規に從ひ、一國の地價は斯く定まらざるを得ず。從て、有ゆる國々に於ける利子は之を確實ならしむるが爲に、法律に由りて規定せらる、若し、然らずんばそは商人をして其の計算を行はしめ、又は鄕紳をして其の土地を賣却せしむ可き定規たること能はざる可し云々と主張せり(pp 3r-4)。爰に Barbon は利子が貨幣に對して支拂はるゝものに非ずして、資本に對して支拂はるゝものたるを闡明せるの效果を殘して、陳套なる利率制限論に墮せり。

斯くて Barbon は其の著の末章に至り、高利を以て、外國貨物の輸入禁止と相併びて商工業の衰頽、地代低下の主因なりと認めたり(p. 71)。同一市場に對し、同一種類の財貨を交易する商人は總て同一の利率に依りて取引を行はざる可らざるに、英國に於ける利子は和蘭及び其の他の大商業地に於けるよりも高歩なり。利子は賣買の定規なり、而してそは英國に於ては六分にして、和蘭に在りては三分を出でず。爲に英國商人は和蘭商人と同一の價格を以て、同一市場に同一種の貨物を販賣すること能はざるの不利を忍ばざる可らず。一地方に對する貿易を獨占せる者は其の財貨に、欲するが儘の價格を附するが故に、曾て Sir Thomas Gresham が西班牙貿易の殆ど全部を獨占し、土耳古會社が土耳古及び其の他の地方に對する織物の輸出を獨占せる當時に在りては、英國の利率は八分なりしに拘らず、利子の相違は毫も貿易に對する障害たらざりしなり。而も今や貿易は其の獨占を失ひて、同一種の工業品は幾多の國々に於て製造せられ、和蘭及び英國の商人は同一の外國市場に同一種の財貨を交易するが故に、彼れ等は貿易の尺度たる同一の利子に由りて取引を行ふ可きものなり。加之、英國商人は其の購入せる財貨の販賣に際しても、等しく不利なる地位に立たざる可らず。即ち同一種の財貨を齎せる和蘭人は彼れよりも廉價に販賣を行ひ得るが故なり(pp 79-81)。

斯くの如き利子の相違に基き、財貨は英國に比して、低廉に貯藏せらるるが故に、和蘭は有ゆる種類の貨物に對し西歐に於ける大倉庫たるに至れるなり。商人は其の貨物を仕入れたる時に之を賣却し得可き對價を知ること不可能なり。彼れ等の價値は所要と分量との間の相違 (Difference betwixt the Occasion and the Quantity) に

依賴するものにして、縱令、之を觀測するは商人に取りて最も肝要なる用意の存する所なりと雖も、而もそは到底推知すること能はざるまでに幾多の事情に由りて決せらるゝなり。然れば若し貨物豐富にして之が爲に價格を低下せしめたりとせば、商人は現存の高が消費せられて、價格の騰貴するまで之を貯藏するなり。然るに英國商人は其の商品を貯藏する上に於ても亦、多大なる不利の伴ふを免るゝ能はず、即ち諸般の費用と六分の利子とを支拂ひ得るまでに價格の騰貴を見るの時機到らば、同一貨物は和蘭より發送せられて價格を低下するなり。是、彼の地に在りては三分の費用を以て貯藏せらるゝが故に、吾人に比して低廉なる販賣を行ひ得るが爲なり。從來英國に於ては之を考察するの途なきが故に、幾多の商人は損失を蒙れるなり、即ち彼れ等は船荷證書を注視するに依りて、幾分此の地に輸入せられたる財貨の高を揣摩するを得、斯くて價格の騰貴するに至るまで其の貨物を保留せりと雖も、而も和蘭に於ける貨物の在高を知らざるが故に、價格が優に倉敷料及び利子を支拂ふを得るまでに騰貴するの以前に於て、同一貨物は早く彼の地より誘入せられて、彼れ等は其の商品を有利に販賣すること能はざるなり。是に由りて今や我が貿易の大部分は日々印刷せらるゝ相場表に從ひて、其の日其の日の賣買を行ひ、敏速に利益を收むるの外なきに至れり。斯くて我が貿易は狹縮限定せられ、而して國王は英國にして歐洲の倉庫たるに至れる場合に享得し得可き輸入稅の收入を失ひ、國民は貨物の輸送及び船積に使役せらるゝ勞働より生ず可き利潤を失ふなり(pp. 8-14)。

英國に於ける高步の利子は地代低落の原因なり。即ち商業は急速の賣買に限定せられ、商人は和蘭に於けると同一利率を以て外國貨物を貯藏すると能はざるが故に、彼れ等は內國貨物を輸出すること亦少く、而して現存貨物の價格低落すると共に、之を產出する土地の賃子は低下せざるを得ざるが故に、內國貨物の蓄積夥多なるは地代を低落せしむることゝ爲るなり。然も若し利率にして和蘭のそれと等しとせば、そは地代をして更に確實ならしめ、地價をして騰貴せしむるなる可し。這個三分の相違は其の貨物を英國に於て賣却せる和蘭在住の多數和蘭商人をして彼れ等の資本を英國內に於て徵利貸出の用に供せしむるの命を傳へ、是に由りて彼れ等が貿易に依りて享受し得る以上の利得を擧げ得可しと思惟するま

でに重大なる意義を有するものなり。利子の低減は土地の或物に對しては其の地代を增加せしめ、他の物に對しては之を確保するを得せしむるなり。何となれば農民も亦商人と等しく其の計算を立てざる可らず、而して資本に對する利子も亦、地代と等しく之を算入せざる可らず。今、若し農民が其の農圃に依りて裕福なる生活を營み得るまでに之を有利に賃借し、而して其の上に三百磅の資本を投入せりとせば、彼れは利子が三分なる場合には、地代に對して更に年々九磅を餘分に支拂ひて、尙、能く利子の六分なる現時に於けると等しき利益勘定を其の農圃より擧ぐるを得るなり。而も同額の資本を投入し、而して地代の支拂困難なる農民は、其の支拂を容易ならしむるが爲に毎年九磅を豫め保留するなる可し。即ち該農民は年末に於て毫も其の利益を增加することなしと雖も、而も計算を行ふに當りては資本勘定より九磅を控除して、之を土地の價値に加へざる可らず。利子にして三分に低減せられんか、英國にも亦、穀物及び羊毛の倉庫常に存するに至る可く、是に由りて農民に多大なる利益を與へ、其の地代をして更に確實ならしむ可し。即ち年に豐凶あり、而して凶年に回復するを得る者よりも、大豐年に損失を蒙る農民の數大なり。蓋し價格にして頗る低廉なる時には收穫は播種、耕作及び市場に運搬するの費用を償ふこと能はず、而して其の高直なる際には豐年に損失を蒙りたる有ゆる農民が悉く收穫を得るの幸福に浴すること能はざるが爲なり。而も利子の低減と共に穀物及び羊毛は凶年に賣却せらるゝが爲に、豐年に際して購入貯藏せらるゝに至る可く、夥多の年に於ける購入は價格の極端なる下落を抑制し、而して窮乏の年に於て賣却せらるゝは其の極端なる騰貴を防止す可く、斯くて農民の資本と地代とは其の安定の度を加ふ可し。然るに今や和蘭は穀物の大倉庫たるが故に、人は常に其の所要の高を購入し、之を三分の失費を以て貯藏し、而して宛も英國内に於て貯藏せられたるが如く迅速、且つ低廉に之を英國内の各地に輸入するを得るなり(pp. 84-8)。

第三に利子は土地賣買の價格を決定するが故に、そが三分たるに至らば、英國内の土地は三十六ヶ年乃至四十ヶ年の地代に相當する價格を有することゝ爲る。而も利子の低下は他の貨物の價値を變ずることなかる可し。即ち有ゆる貨物の價値は其の用より來り、彼れ等の高直及び低廉は其の豐富及び稀少より生ずるが

故なり。そは又貨幣をして寡少ならしむるとなかる可し。即ち若し法にして三分以上の利子を許容せざらんか、是に依りて衣食する者は他に更に有利に之を貸出す可き所なきが故に、該利率を以て貸與するか、或は全然利子を徵することを能はざる可きが故なり。而も若し是に由りて貨幣稀少と爲り、政府の募債をして困難ならしむるの虞あらんか、國王に對して貨幣を貸付くる者は六分の利子を得可しとの條項を設くるに由りて、克く各人を誘ひて政府の募債に應せしめ、而して國王をして二分の利子を節減するを得せしむ可し。這般の法制は一見利子に衣食する者の收入を減少せしむるの嫌あるも、然も此の種の人々は多く貨幣以外に土地を所有し、一方の下落に因りて失ふ所は、之を他の騰貴に由りて得可きが故に、そは一般的損害たらざる可し。加之、彼れ等の多數は富裕なる生活を營む者にして、其の地產のみを以て既に十分なる收入を有するが故に、事實之を必要とすることなかる可し。彼れ等は久しきに亘り債務者に比して有利なる地位に立てり。即ち土地は四分の收益を生ずるに過ぎざるに利子は六分なるが故に、兩者間の差違は多數舊家の地產を蠶食し盡せるなり。賢明なる立法者 Moses は猶太民の間に分配せられたる土地をして永く彼れ等が家系の所有たらしめんことを企圖し Tyre の商人が徵利貸金に由りて終に其の土地を取得す可きの事實を熟知せる彼れは猶太民に對して利子の支拂ひを禁止せり。而して猶太人が外國民より利子を徵收するを許したるは、彼れ等が利子を受理するに由りて其の地產を失ふの虞存する能はざるが爲なり。法律家は地產を家門の爲に保留するの目的を以て限嗣相續財產の法を案出せり、而して利子の低減は其の存續に資する所大なる可し。何となれば是に由りて價値を倍加せられたる地產は同一比率の失費が之を滅盡せしむるが爲に二倍の時日を要す可きが故なり。土地は國家を支持し防護せざる可らざる基本なるが故に、現今吾が國民が斯く費用大なる戰爭に從事しつゝある時に際しては、其の價値を昂騰せしむること最も必要なるの觀あり、而して土地が其の價値を倍加せば租稅の負擔は減少し、其の支拂は容易と爲る可し。今を去る一百年の昔、Campinella は佛蘭西の廣大なる地域が一君主の下に併合せられんか、そは莫大なる收入を生じ、全歐を支配するに至らしむ可しと云へり (Th. Campenella de Monarchia Hispania, Editio novissima, aucta et emendata ut praefatio ad lectorem indicat,-Amstero-

dani, 1653; XXIV De Gallia, 187)。這般の推定は爾後當代佛王の企圖に由りて其の實果を認められ得可く、而して英國は島國にして、地坪數を增加すること能はざるが故に、斯く强大なる國家に對して國民を防護するが爲には其の價値を增加せしむること絕對の必要たるの觀あり。鄕紳の地產をして其の價値を高からしむるは其の所有地が戰爭の負擔を荷はざる可らざる彼れ等に對して幾分の報償たる可く、且つ全國民に對して大なる利益たるなり、而してそは他の何物の價値をも攪亂、減少又は變更せざるが故に更に其の利益は大なるものなりと論結せり (pp. 88-92)。

斯くて所謂「自由貿易論者」は熱心なる利率制限論者と爲れり。彼れの所論は Child 以上に多く出づることなし。Child も亦、大體に於て貿易自由の政策に贊したるも、而も制限の原則を拋つことなく、殊に利率の法定を以て國富增進の萬能藥と見たり。彼れは素と一個のマーカンチリストなるも、而も、マーカンチリヅム其の物は或意味に於て自由學派の先驅者たりしものなり。Barbon が「有ゆる外國貨物は國產との交易に由りて輸入せらる、されば外國貨物の禁止はそれだけ之に對して製造交易せらるゝの常なる國產の製造及び輸出を妨害す」との言も (Discourse of Trade, p. 71)、或は特殊貿易の平衡に對して、一般貿易の平衡を主張せる彼の Thomas Mun (拙稿「トーマス・マンと其の時代」三田學會雜誌第九卷第九——十二號所載參照) 及び A real and hearty Lover of his King and Country. (一千六百七十七年版 England's Great Happiness; or a Dialogue between Content and Complaint; wherein is demonstrated that a great part of our Complaints are causeless, and we have more Wealth now than ever we had at any time before the Restauration of his sacred Majestie. の著者) 以上に多くの進境を見ざるものにはあらざるか。少くも彼れが利子學說を以て彼れが經濟學者としての地位を Petty, Locke の上に置かしめ、Joseph Massie (一千七百五十年版、Essay on the Governing Causes of the Natural Rate of Interest. の著者) 及び David Hume (Essay of Interest. 一千七百五十二年) が遠く六十年の歲月を隔てゝ利子に關する正確なる學說を表明するに至るまで、其の匹儔を見ざるものと做せる Bauer の意見は些か溢美の嫌あるを免れざるなり (前掲 Palgrave, vol. I. p. 120)。

Barbon が Discourse of Trade. 出版の當時 E. H. なる匿名の士あり。先づ其の著 Rea-

sons for the Abatement of Interest to four in the Hundred. に於て之を引用し、(一千六百九十二年版 p. 6)次で Reasons against Reducing Interest to Fonr per cent. (一千六百九十四年版)に於て之を非難せり。Barbon は直に An Answer to Paper Entituled Reasons against Reducing Interest to Four per Cent を以て答くたるも、而も、其の提案に對し、毫も前著以上の證明を與ふることなかりき。

Sir Dudley North が匿名の著 Discourses upon Trade ; Principally Directed to the Cases of the *Interest, Coynage, Clipping, Increase of Money.* (一千六百九十一年版、一千八百二十二年、四十六年、五十六年並に一千九百〇九年再刻、Jacob H. Hollander 編 A Reprint of Economic Tracts 版序文參照)の本文上半は A Discourse Concerning the Abatement of Interest. より成る。曰く「利子の低減に對する論證多し、即ち(一)利子少き時は貿易皷舞せられ、而して商人は利得者たるを得可きも、其の大なる際には貸金業者若しくは金主が總てを取得す、(二)低利を利する和蘭人は、より低廉に商ひ、而して吾人を壓倒す、(三)利子昂騰せば、土地は價値を低下すと謂ふが如き是なり。其の他猶、種々なる論證に就きても事實は眞ならざるに非ざるも、而も悉く他の原因より發出せるものにして、毫も、論者の主張するが如き目的に資するものに非ず」と斷定し、其の所論を進むるに當り、個々の發案に對することなく、一般國民の利益に關し、全局に亘りて偏頗なく其の意見を陳べんことを期せり。（同書 pp. 1-2）。

先づ考慮す可き問題は政府が法律に據りて貸金に對し四分以上の利子を徵するを禁止す可き理由を有するや、或は借手及び貸主をして彼れ等自身の契約に委す可きやに在り。之を論究するに當り、考慮す可きもの多しと雖も、就中、殊に交易に關するものゝ如き、其の正當なる想念は一般の誤解を一掃す可きものなるが故に、茲に主として之を研究せんとせり。「交易は畢竟餘剩の交換に外ならず。例へば余は余が手離し得る余の物を、余が要求し而して汝が手離し得る汝の或物に代へて與ふるが如し。斯くて交易は一都市一地方又は一國の限界内に抑制せらるゝも、そは單に該都市、該地方又は該國民の給するものゝ中より相互に有用品を供給する人々を表示するに過ぎず。而して是に於て、最も黽勉にして最も多量の收穫を擧げ、又は最も多額の工業品を生産する者は最も他の製作生産せる物に富み、從て窮乏より免れ、而して最も多量に有用品を享有す可く、縱令、彼れ等の間に金銀

若しくは之に類すが如き物全然存せざるも眞に富めるものなり。金屬は幾多の用途に對し必要にして、一般の產物及び製造品中に算入せらる可きなり。而して就中、金及び銀は本來頗る美麗にして、他よりも稀少なるが故に、より高く評價せられ、而して其の少量は他の金屬其の他の大量と價値等しきものと估料せらるゝは最も當然のことにして、這個の理由及び其の他尙彼れ等が不滅にして且つ安易なる貯藏及び移動に適するに由り、何等の法制に據ることなくして、彼れ等は取引を行ふ可き標準又は共通の尺度たらしめらるゝに至りしなり」。斯くて玆に注意す可きは人類は其の所要を充すが爲に這般の方法に於ける交換の手段に依賴するに至れるが故に、或者は他に比して用意周到に、他は放慢にして、或者は彼れ等が自己の所要に當つるが爲に消費するよりも、其の勤勉と明察とに據りて多量の收穫を土地より擧げ、而して其の餘剩は彼れの手中に殘りて財產又は富と爲ること是なり。斯くて取得せられたる富は或は他人の土地に對して交換せられ、若しくは同一種の金屬又は總て有價の物件より成る財貨の集積を形成す。而して富者は其の有する物を彼れ等の子孫に傳ふ可く、是に由りて特殊の家族は富裕と爲り、而して是等のものに依りて都市、地方及び國家は組成せらる。又一都市內に於ける一定特殊の人々が他に比して富裕と爲り、繁榮に赴くと等しく、國家も亦貿易に依りて其の隣邦の需要に資し、自己の所要を國外よりの供給に依りて滿足せしめ、其の餘剩を蓄積するに由りて富を致す可く、而して金銀の類は少量にして且つ有ゆる物に轉換せらるゝが故に殊に他の必要品に對する需要起るまで貯藏の用に充當せらるゝの常なり。(pp. 2-3)。

斯くて勤勉と聰明とが人に貧富の區別を劃す可しとせば、其の結果は如何。一富人は自ら處理するを得る以上の土地を有して、之を他に貸出す可く、他の富者は金屬、製造品等の財貨を多量に有し、之を自用に供して尙、餘れるものを交易の用に轉す、即ち他に對して其の所要のものを供し、之に代へて彼れ等が其の所要以上に享有せるものを受理するなり。斯くて耕作す可き土地を有する者に比し、土地を耕作す可き人多きが如く、運用す可き資本を缺ける人多く、而して又、一國にして富裕なるに至りては商用に供せらる可き資本にして之を交易に運用す可き熟練を有せず、又は其の煩勞を敢するを欲せざる多數の手に存することある可し。而も

地主が其の土地を貸出すが如く、是等の人も亦彼れ等の資本を貸出すなり。後者は利子と稱せらるゝも、宛も他が土地に對するが如く、資本に對する賃子に過ぎざるなり。而して幾多の國語に於ては貨幣及び土地の貸借は共用の名辭にして、英國の或地方に於ても其の例を見るなり。斯くて地主たるも資本主たるも相違あることなし。唯だ、他の借手は資本を拉し去るを得るに拘らず、地主は其の借地人が土地を奪ひ去ること能はざるの利益を有するのみ。從て土地は是に比し大なる危險に對して貸出さるゝ資本よりも少き利潤を生ず可き筈なり。由是觀之、穀物羊毛等の如き他の物件に在りては夥多は低廉を致すが故に、彼れ等が買手の要するより以上の數量に於て市場に提供せらるゝ時は、價格は低下するなる可し。之と等しく借手よりも貸手多く存せんか、利子は亦低落す可く、斯くて低廉なる利子が貿易を誘致するに非ずして、却て貿易の發達、國民の資本が利子を低廉ならしむるの事實を發見す可し。和蘭に於て利子は英國に於けるよりも低廉なりと稱せらるゝも、而もそは彼れ等の資本が吾人のそれに比して大なるに起因せるものなり。余は彼れ等が曾て利子を限定するの法規を制定したるの事實を聞くと能はず、却て現今商人等が互に貨幣を立替ゆる時は、彼れ等の間に於ける普通の利子は六分にして、法律は之を是認する旨を確聞す。貨幣は屢々三分及び四分を以て貸與せらるゝを認むるも、然もそは擔保に對するものにして、是に對して國家は保護の義務を有し、而して其の權利の行使に由り斯くの如き貸借は十分に安全なるに基くものなり。而も是亦私的合意に由るものにして法の强制及び命令に據るにあらず。是の如きは往々英國に於ても亦之を觀る所にして、例へば貧しき寡婦孤兒が其の貨幣を要せざるが如き人に少額の利子を以て貸出し、彼れ等が生計の保證と時を違ふることなき支拂とを受くる場合の如し。吾人は玆に Amsterdam, Venice 等に於ける公設銀行に論入するの餘裕を有せざるも、唯だ一言の要あるは、そが政府に對して一時に多額の金高を調達す可き巧妙なる手段にして、政府の存續する限り、債權を有する者に對して損害を蒙らしむることなく、又大なる不便たらざること是なり。即ち總ての爲替手形は獨り銀行に於てのみ支拂はる可きことを法定せられ、爲替業者に取り最も便宜にして、貨幣を要する者に取りても、其の債權を賣却するに際し何等の困難を見ず、其の價格は他の物件に於けると等しく

需要者の多寡に從つて高下するが故なり。余は此の種の二銀行が利子を支拂ふことを信ずる能はず。彼の地及び其の他の都市には幾多の財團ありて、之に對し終身其の他種々なる方法を以て利附にて醵金せられ、而して其の利率は之が保證たる可き該財團の信用如何に由りて高低あるは事實にして、是等のものは過つて銀行と稱せらるゝも、實は單に我が倫敦市財團（Chamber of London）東印度商會等の類に過ぎざるなり。（pp. 3-5）。

貸金業者は何等の利子を得ざるよりは、寧ろ半額を以て滿足す可しと雖も（will take half a Loaf, rather than no bread）、然も高利は貨幣を驅つて延板、貴重品等の形態に於ける貴族の死藏より脱せしめて、之を交易場裡に誘致す可く、低利は之を抑制す可きを確信す。即ち貨幣の利子に依るの外、衣食の途なき者は之を貸出すか又は自ら之を以て商買を行ふか二者其の一を選ばざる可らず、其の取得し得るものを以て滿足す可きが故に、之を妨ぐることなしと雖も、然も富裕にして斯くの如き必要に驅られざる他の大多數者は甚しく金利低き時は瑣々たる利益の爲に危險を冒して、多數の借手に見るが如き窮乏横道なる人々と交渉するの煩累を避け、其の資本を金銀器其の外の形態に於て使用するの途を擇ぶ可し。而して低利は又外資の輸入を抑制するに反し、高利は之を誘致するなる可し。次に考察せざる可らざるは債權者及び債務者間の取引に二種あるとなり。第一は物上擔保又は質物に對するもの、第二は對人擔保に對するものにして、而してそは又單獨なる證書に據るか、若しくは保證人を有するかの別あり。是等は總て其の確實の程度を異するが故に、當に相異れる收益を擧ぐ可き筈なり、即ち擔保物件付又は連帶責任に對して貸付ると等しき條件を以て單獨なる個人に貸付くるの義務存するとなし。尚又英國に於ける徵利貸金の大部分は奢侈の用に供せられ、而して大地主なるも其の土地の收入以上に消費し其の地產を賣却するを嫌ふが故に、之を抵當に供するの途を擇ぶ者の費用を支持するが爲に充當せらるゝの常にして、商人に對して給與せられ其の商業を經營するの用に資するものは凡そ其の一割に達せず。然れば事實利子の低減は商業よりも寧ろ奢侈を助成す可く、少額なる資本を有するに過ぎざるか、又は全然之を有せざる貧弱なる商人は掛を以て富者の財貨を購入するに依りて漸く其の缺を補ひ、之に對して支拂ふ利子は五分乃至八分の低率に

あらずして一割、一割二分及び其の以上の高に相當するなり。而して是を防止し又は救濟するは如何なる立法者の權域内にも存せざるなり。或は掛にて仕入るゝを廢し、利子を支拂ひて資金を借入れしむ可しと說く者あらんも、然も其の場合には先づ貸與す可き者を發見せざる可らず、即ち國家は借入る可き基本を準備せざる可らざるなり。船舶業の如きは大抵這般の手段に依りて經營せらるゝものにして、所謂 Bum'em (bottomry の義なる可し)に對しては三割六分を以て普通とす。而も是、如何とも爲すこと能はざる所にして、之を禁止するは結局啻に國家のみならず之に關與せる私人も亦概して利得しつゝある廻船業並に造船業をも停止するに至る可し。斯くて窮極借手及び貸主をして當時の事情に從ひて其の各自の契約を締結せしむるは國家に取りて最良の方策たるを知る可く、而して斯くの如き態度を取るは此の點に關し、屢、援用せられたる賢明なる和蘭人の先例に倣ふものなり。斯くて國家繁榮にして富裕たらば貨幣は有利なる條件を以て享得せらるゝに至る可く、國家にして漸次貧困たらば全然反對なる結果を生ず可し(pp. 6-7)。

金利が一割乃至一割二分なる貧國に於て、何が故に立法者は利子制限の法規を制定し、以て人民の幸福を計らざるや。彼れ等にして一度之を試みんか、直に這般の法制は其の所期の目的に對し何等の效果なきこと明瞭と爲る可し。即ち貧國に於けるが如く貸手に比して借手多く一定の金額に對して競爭する時は秘密の契約、商品の借入、手形の作成及び其の他種々の手段に依りて法網を潛るを得可く、到底之を防遏すること能はざればなり。法にして能く交易の理性に由りて決定せられたる價格以下に貨幣の利子を限定し、而して商人は之を回避するに途なきか、若しくは多大なる困難又は危險なくして之を行ふこと能はず、而して彼れ等の資本を取得し又は增加するが爲に法定利率を以て借入る可き信用を有せずとせば、之に比例して貿易は損害を蒙らざるを得ず、正に是以上に貿易を縮少せしむ可き障害存することなかる可きなり。普く是等の事實より推して一般的定則を發見す可し、即ち賣手に比し買手多ければ、商品の價格を引上ぐると等しく、借手貸主よりも多ければ利子を引上ぐ可し(as more Buyers than Sellers raiseth the price of a Commodity, so more Borrowers than Lenders, will raise Interest.)と言ふもの是なり。而して國家にして利子を低減し得可しとせば地代を低減するの法律を制定するを以て等しく

正當と看做し得可し。財産が王國の資源たること是等兩者の間に於て相違あることなし。(pp. 7-8)。

吾人は貨幣に對する利子を排する神學的議論に對しては何物をも謂はざる可し、是に據れば假令三分の利子と雖も、四分乃至一割二分に比し毫も正當たるとなし。而も吾人は之を政治的に觀て、利子を滅するは乃ち貸借を滅するものなりと言はん。而して是に由りて、如何なる事情に基くとを問はず、收支相償はざる鄕紳は其の土地を抵當に充つること能はずして之を賣却せざるを得ざるが故に、土地の價格を低下せしむ可く、商賈は如何に技倆を有するも、何等の資本を有せざれば、無爲に坐するか、然らざれば掛にて仕入れざる可らず、是、名を異にせる利子たるなり。而して貧困なる者は常に貧困の境涯を脫せずして、吾人は旋て一千年以前の狀態に墮落せざるを得ず。現今國家の資本は頗る大なりと認めらるゝも、正しく之を評價する時は其の外觀に比して遙に少額なるを發見す可し。即ち土地の抵當に對して借入れたる資金は之を削除せざる可らず、然らざれば彼れの土地及び債權者の資本を共に評價し、同一物を再度計算するの誤に陷るが故なり。而して國內に於ける資本家の數頗る大なりと算定せらるゝも、實は極て少數に過ぎず。今、抵當權者が悉く其の貸金に代へて土地を所有せりとせば(洵に當時の嚴正なる法理に從へば土地は抵當權者の所有に歸せるものなり)、國家には極て少數の資本家を剩すに過ぎざる可し。一方より借財して他に支拂ふは、所謂 Peter より奪つて Paul に支拂ふものにして、現今此の類のもの多く行はるゝが故に、吾人は我が國家を以て其の實際よりも富裕なりと思惟するなり云々と(pp. 8-10)。

斯くの如くして同一時代の產みたる兩個の自由貿易論者たる Barbon と North とは其の利子法定論に於て如上の輕輕を見たり。而も尙、後者に於て前者の影響は歷然たるものありと稱せらるゝなり(Bauer 前揭 Palgrave p. 87)。North は素より當時に於ける最も徹底せる自由論者にして、少くも其の利子論に於ては Barbon に比し一日の長あるものなるも、而も吾人は M.cCulloch 及び Roscher 以來の慣例に倣ひて (A Discourse on the Rise, Progress, Peculiar Objects, and Importance of Political Economy. 1824. pp. 37-40. 並に前揭 Zur Geschichte. S. 85.) 彼れに最大級の褒詞を呈せんとする者にあらず。彼れが有名なる本書の序に所謂「全世界は貿易に關しては一國家又は一人民

に過ぎず」云々の言も、敢て破天荒の新說にあらずして、かの世界の貿易を以て一體と看做し、各部局互に辨ずるに依りて其の健康の調和を得可しと做せるMunの所說(England's Treasure by Forraign Trade. p. 84)以上に多くの進境を見る能はざるなり。「要するに他を害する一部の貿易又は利益に對する特惠は悉く惡行にして、それだけ社會より利益を切斷するものなり」との說は單に彼れが特殊平衡に對する反對論者たるを示すに過ぎざるなり。吾人は又當時に於ける自由貿易論者が悉くTory黨に屬せし事實を忘る可らず。Whig黨は最初よりCharles二世と佛國との同盟が自由及び新敎主義の爲に危險なることを信じ、佛國に對する反感を以て著しかりき。而して佛國との貿易の不利を擧ぐるは其の最も有效なる絕叫の一たりしなり。斯くて彼れ等は輸入超過の事實を觀察するに努めたり。然るにTory黨は初より佛國との「自由」貿易の利益を主張し、貿易平衡の說を嘲れり。Northが有力なるTory黨員にして、曾てCommittee of the Whole House in Supplyの委員長として佛國產葡萄酒に對する課稅を禁輸の程度まで引上げんとするの提案を排斥するに於て成功せる者たるを想はゞ McCulloch が Select Collection of Early English Tracts on Commerce (1859) の序に於て (p. XI)、彼れが貿易に關する意見は直接に黨派的利益に動さるゝ所なかりしものなりと謂へるは全然事實に反するものなり。而してMeitzelがConradのHandwörterbuch der Staatswissenschaften.に於て此の書を以て革命の經濟的結果は自由貿易主義の勝利たる可しと想像して出版せられたるものと做し、而して其の豫想は餘に急速に革命の結果は却て保護主義の極端なる緊張を見るに至る可しとの心證の前に屈服せざる可らざるに至りたるが爲に、其の一身上に累を及す可きを懼れ、自由貿易に關する彼れの意見が印刷物として、證據を留むるを忌み、自ら之を買占めて全版本を破棄したりと記せるは恐くMcCullochに過たれて(前揭書p. 39)更に之に假想の潤色を加へたるものなる可く(VI Bd. S. 918. 一千九百十一年版)、本書が果してRoger Northの記するが如く、故意に絕版せしめられたるものとせば(The Life of the Hon. Sir Dudley North, and of Dr. John North, Master of Trinity College, Cambridge, etc. 1846, p. 179)、そは恐く他の原因に基きしものなる可し。吾人は本書の目的が主として其の表題の示すが如く鑄貨論に在りしを記憶せざる可らず。(W. J. Ashleyが初めQuarterly Journal of Economics, July 1897.に揭げ後Surveys Historic and Econo-

nic. 1900 pp-269-303. に收めたる The Tory origin of free trade policy 參照)。

殊に彼れの利子論の如き、之を彼の Thomas Mun が貸金增加する時は商工業衰頽す可しと唱ふる論者に對して、洵に或者は家富み、身老ゆるに至る時は從來行ひ來りたる職業を廢し、土地を購入し、若くば其の貨幣を貸出すの事實あるを否む可らざるも、而も是が爲に商工業の減退を見る可しと做すは非なり。老者富者の引退は即ち若者貧者をして其の頭角を現さしむる好箇の機會を與ふるものにして、彼れ等をして事業經營の資源を缺かば利子を支拂ひ、他人の貨幣を借入れて之に着手す可く、事業敏活にして好況なる時は却て自己の資本を以て營業する以上の好果を擧げ得可く、斯くて寡婦孤兒法曹鄕紳等の所有せる貨幣が外國貿易の資に供用せられて、空しく死藏せらるゝの憂なきを得るなり。最近に於ける貿易の不振に基き遊金徒に多くして利子低廉なるも商人は之を借入るゝことを爲さず、人々其の用途を發見するに苦むの狀あり。即ち吾人を以て觀るに貨幣增加する時は事業減退するに非ずして兩者は同時に進退增減するものと謂はざる可らずと曰へる所言 (England's Treasure pp. 142-6)) と對比せば、固より其の分析の精粗に於て多大の逕庭あるを認めざるを得ずと雖も、其の主張の意義に於て果して幾許の差違ありやを疑はざるを得ざるなり。North を以て一代に傑出せる大思想家と做し、其の利子に關する意見は最近の學說が漸くにして到達せる所を獨り看破し得たるものと論ずるは吾人の同じ得ざる所なり。

尙、十七世紀末に於ける利子論が一般貿易の平衡並に貨幣改鑄に關する意見と結合せる複雜なる性質は John Locke が Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest and Raising the Value of Money.(一千六百九十一年免許)に於て最も善く之を窺知す可し。吾人は之を他日の研究に期す。

之を要するに十七世紀に於ける利子論爭は貿易平衡論との關係に於てのみ獨り之を諒解し得可きものなり。利子學說が Hume を產み、Massie を產み、Adam Smith を產み、更に Jeremy Bentham が Defence of Usury, shewing the Impolicy of the Present Legal Restraints on the terms of Pecuniary Bargains; in a series of Letters to a Friend; to which is added a Letter to Adam Smith, Esq., LL.D., on the Discouragement opposed by the above Restraints to the Progress of Inventive Industry. (一千七百八十七年)を產み、旋て一千五百四十五年後に於ける高利

禁止に關する諸法規の全部が悉く撤廢せられて(17 & 18 Victoria c. 90)、徴利貸借が完全に古代の偏見より釋放せらるゝまでには尚、多少の曲折を經ざる可らず。（六月十六日稿了）

（附記）余が本篇中に於て論述したる Culpeper, Child, Barbon, North 等が英國經濟學成立史上に於ける地位に就きては福田博士が「デウキッド・ヒユームの經濟學說」（經濟論叢所載）に於て精細なる研究を行はれたるものあり。讀者諸君の參讀を乞ふ。余は博士の深遠なる識見と犀利なる論鋒とに多大の尊敬を拂ふを禁ずる能はざると同時に、余が North に關する見解の如き專ら W. J. Ashley 教授に參して、博士の所論に從ふこと能はざりしを遺憾とす。

尙、Child が「貿易新論」の出版年次に就きては武藤教授の周密なる考證ありり。（國民經濟雜誌所載）。經濟書史上に於ける有益なる研究たるを失はざるなり。

近世經濟史上に於ける企業家の地位（三）

（フッカー及ウェルザーに關する研究）

阿部秀助

四

西曆十五世紀より十六世紀に亘りてハプスブルグ家が歐洲の中原に於て覇權を握りしは當時其領內より產出せる巨額の貴金屬及非貴金屬殊にチロール方面より齎らされし銀鑛を度外視しては之れを理解すること不可能なり、又、十六世紀に於けるザクセンが當時に於ける自餘の獨逸聯邦に比して其の國民經濟が顯著なる發達をなし延んで同國の政治をして鞏固なる基礎の上にたゝしめしが如きも之れ亦た同國に於て盛んに採掘せられし銀、及錫の產出に基因せしこと最も大なりとす、試みに前者に就きて之れを見るにマクシミリヤン一世がヴェニスと戰はんとするや、彼れは軍用金の必要を感じ、遂に千五百十四年の冬を以てヤコブ、フッ